

(その1)

# 収支報告書

(令和 5 年分)

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団 体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

- (ふりがな) ( にほんきょうさんとうちゅうけんほくぶさくしんかい )
- 政治団体の名称 日本共産党千葉県北部地区委員会
  - 主たる事務所の所在地 千葉県旭市口 1404-1
  - 代表者の氏名 笠原正実
  - 会計責任者の氏名 坂本弘毅

問合せ先  
 (担当者) 坂本弘毅  
 (電話) 0479-63-8351



資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 _____ ( 現職 ・ 候補者等 )
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 _____
公職の種類 _____ ( 現職 ・ 候補者等 )

(※) 資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

1102430  
3/29

総  
 内  
 郵  
 資  
 国  
 全  
 領  
 N  
 過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
1			0		

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

# 収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

## 1 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②) .....	十億 百万 千 円 22 423 488 27 572 288
① (前年からの繰越額) .....	1903 654
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G) .....	19 572 288
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額) .....	17 822 659
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2)) .....	8 609 530

## 2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

### (1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 A .....	十億 百万 千 円 1 895 706
員 数 .....	5 838

### (2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
	十億 百万 千 円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附 [うち特定寄附]	6 932 852	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア)+(イ)+(ウ) [寄附のうち寄附のあつせんによるもの]	6 932 852	(ア)~(ウ)の小計を記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附		内訳を表(その8)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)	6 932 852	内訳を表(その9)へ記載すること。

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その3-1)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入 (政治資金パーティーを除く)

事業の種類	金額				備考
	十億	百万	千	円	
その他の事業収入			12,000		
この頁の小計			12,000		
合計			12,000		C

注意(1) 政治資金パーティーを除く事業収入を記載するもので、例えば、機関紙誌の発行事業であれば「〇〇紙発行事業」、役員会や各種懇親会の会費収入であれば「〇〇会会費」、その他の事業にあつては「その他催物事業」と記載すること。  
 (2) 政治資金パーティーについては、本表には記載せず、表(その3-2)へ記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
日本共産党千葉県委員会			991	983	23. 1. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			888	622	23. 2. 28	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			885	129	23. 3. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			881	997	23. 4. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			863	932	23. 5. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			866	454	23. 6. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			870	417	23. 7. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			853	493	23. 8. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			855	528	23. 9. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			852	040	23. 10. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			860	425	23. 11. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			890	210	23. 12. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
こ の 頁 の 小 計			10	560	230		/
合 計			10	560	230		/

(その6)

(6) その他の収入						
摘 要	金 額				収 入 年 月 日	備 考
	十億	百万	千	円		
こ の 頁 の 小 計				0		
1 件 10 万 円 未 満 の も の				118,747		
合 計 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">G</span>				118,747		

注意 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。  
 ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	荒川 さくら			894	679	成田市中台 3-2-11	市議会議員
	(内訳)			643	018		
				251	661		
	鶴澤 治			741	503	成田市中里 439	市議会議員
	(内訳)			532	840		
				208	663		
	笠原 幸子			359	880	銚子市笠上町 6017	市議会議員
	(内訳)			250	000		
				81	182		
				28	698		
	松木 源太郎			514	566	旭市 1859-2	市議会議員
	(内訳)			360	863		
				125	005		
				28	698		
	角崎 康哉			20	000	旭市 萬力 2416	農業
800	この頁の小計			2530	678		
810	その他の寄附				0		→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)						寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額				年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
	田村明美			524	070		匝瑳市飯高 1500	市議会議員	
	(内訳)			348	884	2023.7.5			
				116	488	2023.12.25			
				58	698	2023.12.31			
	権名勝英			524	211		匝瑳市堀川 4049	市議会議員	
	(内訳)			348	925	2023.7.3			
				116	588	2023.12.22			
				58	698	2023.12.31			
	根本義郎			966	454		香取市大戸 34-2	市議会議員	
	(内訳)			398	183	2023.6.19			
				155	387	2023.12.11			
				412	884	2023.12.31			
	石渡悦子			289	000	2023.12.31	香取郡多古町間倉 544-349	町議会議員	
	萱沢博隆			247	836	2023.12.31	香取郡多古町西吉内 209	町議会議員	
	岩井寛			5	573	2023.10.30	香取郡多古町谷三倉 415	無職	
800	この頁の小計			2557	144				
810	その他の寄附				0				→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額			年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円			
	佐藤 好文			683	000		香取市高萩 460	市議会議員
	(内訳)			270	000	2023.6.19		
				155	400	2023.12.16		
				257	600	2023.12.21		
	木内 一味			180	000		香取郡多古町北中 2561	無職
	(内訳)			50	000	2023.7.4		
				50	000	2023.9.25		
				80	000	2023.12.26		
	遠水 敬三			390	000		旭市清庵 741	自由業
	(内訳)			195	000	2023.6.8		
				195	000	2023.10.16		
	石毛 己作			160	000		銚子市春日台 18-4	年金生活
	(内訳)			100	000	2023.6.19		
				20	000	2023.11.20		
				30	000	2023.12.11		
800	この頁の小計			1413	000			
810	その他の寄附				0			→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。



(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考		
		十億	百万	千	円				
	市川 和弘			61	800	2023.12.31	成田市吾妻 3-1-3	無職	
	薄井 正洋			29	600	2023.12.31	成田市玉造 4-5-1	無職	
	金丸 栄夫			42	400	2023.12.31	成田市公津の杜 5-15-3	無職	
	黒坂 恒男			39	400	2023.12.31	成田市松崎 2041-3	無職	
	瀬瀬 建史			83	600	2023.12.31	成田市吾妻 3-10-1	無職	
	竹村 三郎			19	200	2023.12.31	成田市並木町 137	無職	
	野口 シズイ			20	080	2023.12.31	成田市橋賀台 1-2-8	無職	
	中野 拓穂			22	000	2023.12.31	成田市吾妻 3-8-9	無職	
	宇野 武彦			24	000	2023.12.31	成田市橋賀台 2-15-4	無職	
	大山 早百合			20	000		成田市公津の杜 4-6-7-B-809	無職	
	(内訳)			10	600	2023.7.24			
				10	000	2023.12.24			
	末吉 亮			20	000		銚子市栄町 3-1510-5	無職	
	(内訳)			10	000	2023.8.3			
				10	000	2023.12.11			
800	この頁の小計			382	080	/			
810	その他の寄附				0				→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	三浦 好博				10 000		
	(内訳)				5 000	2023.6.19	
					5 000	2023.12.27	
	安西 伍祐				10 000	2023.6.30	
800	この頁の小計				20 000		
810	その他の寄附				10 000		→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計				4 932 852		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。  
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。  
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1	経 常 経 費									
	(1) 人 件 費		1047	960						
	(2) 光 熱 水 費		495	065						
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		788	143						
	(4) 事 務 所 費		6562	690						
	小 計 ((1)~(4))		8888	858						
2	政 治 活 動 費									
	(1) 組 織 活 動 費		5316	165	/					
	(2) 選 挙 関 係 費		690	745	/					
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※		308	705						
	(内 訳)									
	ア 機関紙誌の発行事業費									
	イ 宣伝事業費									
	ウ 政治資金パーティー開催事業費									
	エ その他の事業費									
	(4) 調 査 研 究 費		140	786	/					
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金		2437	925	/		2437	925		
	(6) そ の 他 の 経 費			39475	/					
	小 計 ((1)~(6))		8933	801					うち本部・支部間の交付金合計 2,437,925 円	
	合 計		17822	659					←1の小計と2の小計の合計を記載すること。	

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)						項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入  ( 会議費 )
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)		備考	
	十億	百万	千	円					
この頁の小計				0					
その他の支出				69,350					
合計				69,350					

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(組織対策費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円			
この頁の小計				0			
その他の支出		5093	615				
合計		5093	615				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別表とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入  ( 渉外費 )	
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費			<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								0
その他の支出								153 200
合計								153 200

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(選挙関係費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出				690 745				
合計				690 745				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(ビラ作成費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。



(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		( 資料費 )		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円			
この頁の小計				0			
その他の支出			140	786			
合計			140	786			✓

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)					項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入  ( 納付金 )	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費			<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
納付金	十億	百万	千	円	223,154	23.1.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金					92,794	23.2.28	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金					68,244	23.3.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金					140,942	23.4.30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金					68,249	23.5.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金					553,974	23.6.30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金					189,231	23.7.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金					85,272	23.8.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金					121,005	23.9.30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金					78,920	23.10.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金					73,364	23.11.30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金					742,776	23.12.30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
この頁の小計					2,437,925				
その他の支出									
合計					2,437,925				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 9 その他の経費		(その他の経費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出				39 475				
合計				39 475				/

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支 出 項 目	金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円				
納付金			223	154	23. 1. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			92	794	23. 2. 28	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			68	244	23. 3. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			140	942	23. 4. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			68	249	23. 5. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			553	974	23. 6. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			189	231	23. 7. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			85	272	23. 8. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			121	005	23. 9. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			78	920	23. 10. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			73	364	23. 11. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			742	776	23. 12. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
この頁の小計			2,437	925				
合 計			2,437	925				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

**全団体必要**

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

**全団体必要**

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				年月日	備考				
		<input checked="" type="checkbox"/> ア 土地	<input type="checkbox"/> イ 建物	<input type="checkbox"/> ウ 地上権等	<input type="checkbox"/> エ 動産			<input type="checkbox"/> オ 預金等	<input type="checkbox"/> カ 金銭信託	<input type="checkbox"/> キ 有価証券	<input type="checkbox"/> ク 出資
摘要	金額										
	十億	百万	千	円							
旭市立 1404-1 (他3筆)		4	780	000	2021.9.16	面積 406.28 <sup>m<sup>2</sup></sup>					
この頁の小計			4	780	000						
合計			4	780	000						

注意 (1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。  
 (2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				年月日	備考
		<input type="checkbox"/> ア 土地	<input type="checkbox"/> エ 動産	<input type="checkbox"/> キ 有価証券	<input type="checkbox"/> コ 敷金		
		<input checked="" type="checkbox"/> イ 建物	<input type="checkbox"/> オ 預金等	<input type="checkbox"/> ク 出資	<input type="checkbox"/> サ 施設利用権等		
		<input type="checkbox"/> ウ 地上権等	<input type="checkbox"/> カ 金銭信託	<input type="checkbox"/> ケ 貸付金	<input type="checkbox"/> シ 借入金		
摘要	金額				年月日	備考	
	十億	百万	千	円			
旭市Ⅱ 1404-1		6461	910		13.6.19	119.24㎡	
この頁の小計			6461	910			
合 計			6461	910			

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。  
 (2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し /
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 3 月 29 日 /

政治団体の名称 日本共産党千葉県北部地区委員会 /

会計責任者の氏名 坂本 弘毅 / 

(以下は解散届提出時のみ記入)

( 代 表 者 の 氏 名 ( 印 ) )

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要